

公 売 心 得 書

入札及び開札の方法	<p>入札に参加しようとする者は、所定の様式の入札書に封をして、締切時刻までに提出してください。なお、代理人の場合は、代理権限を証する委任状を提出してください（印鑑証明書を添付してください）。</p> <p>また、共同で入札される場合には共同入札代表者を定め、その届出をしてください。</p> <p>入札書は、入札者立会のうえ開札します。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、職員を立ち合わせ開札します。</p> <p>課税財産と非課税財産とが混在している財産（混在財産）の場合、入札書の「入札価額」欄には、それぞれに区分することなく一括した金額で記載します。</p> <p>売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。</p>
陳述書等の提出	<p>国税徴収法第 99 条の 2 の規定に基づく暴力団員等でないことの「陳述書」等の提出が必要です。</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、陳述書と併せて指定許認可等を受けていることを証する書面（写し）を提出してください。</p> <p>○宅地建物取引業（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許</p> <p>○債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の許可</p>
最高価申込者の決定	<p>入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価申込者とします（ただし、その者が暴力団員等に該当する場合は、その決定が取り消されます）。</p> <p>最高価申込者が二人以上あるときは、更に入札を行い、なおその入札の価額が同じときは、くじで定めます。</p>
次順位買受申込者の決定	<p>最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り）で入札し、次順位による買い受けの申し込みをした者を次順位買受申込者に決定します（ただし、その者が暴力団員等に該当する場合は、その決定が取り消されます）。</p> <p>次順位買受申し込みをした者が二人以上あるときは、くじで定めます。</p>
入札についての制限	<p>一度提出した入札書は、引換、変更又は取消しをすることができません。</p>
買受人の制限	<p>公売保証金の納付がない場合又は国税徴収法第 9 2 条、第 1 0 8 条等の規定に該当する者、暴力団員等は公売財産を買い受けることができません。</p>
公 売 保 証 金	<p>公売公告に記載した公売保証金は、現金又は小切手（地方税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものに限り）で納付しなければなりません。</p> <p>支払地によっては納付が出来ない場合がありますので、必ず事前に三重地方税管理回収機構まで確認してください。）で納付しなければなりません。</p> <p>最高価申込者又は次順位買受申込者とならなかった場合には、公売終了後、公売保証金を返還します。この場合、営業者については、その領収証書に収入印紙（2 0 0 円）の貼り付け及び消印が必要となります。</p> <p>買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取り消されたときは、公売保証金は滞納者の税に充当します。なお、残余があるときは、滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第 1 0 8 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、三重地方税管理回収機構に帰属します。</p>
権利移転に伴う費用の負担	<p>権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担とします。</p>

権利移転の時期	<p>原則として、買受代金を納付したときとします。したがって、三重地方税管理回収機構は、代金納付後の財産のき損、焼失等による損害の責を負いません。</p> <p>また、売却決定後1ヶ月以内に買受人より所有権移転登記の請求がないときは、三重地方税管理回収機構において公売財産に係る差押えの登記の抹消を登記所に囑託することとします。</p>
売却決定の取消	<p>売却決定後、買受代金を納付するまでに滞納税金が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。</p>
再度入札	<p>入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しない場合は、直ちに再度入札を行うことがあります。</p>
担保責任	<p>公売財産の種類又は品質について不適合があっても、担保責任を負いません。</p>